

明監報第16号

こども未来部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)10月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 辰 巳 浩 司

同 寺 井 吉 広

こども未来部定期監査の結果について

I 監査の対象

こども未来部

子育て支援課 児童福祉課 こども育成室

II 監査の期間

平成26年8月21日から平成26年10月24日まで

III 監査の範囲

平成26年6月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

こども未来部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、改善に努められるよう要望する。

また、別途改善の検討を指示した指摘事項についても、改善措置を講じられたい。

1 収入事務について

こども育成室においては、児童福祉法による費用の徴収に関する規則に基づき、保育所にかかる負担金の決定並びに徴収事務を行っている。

保育所負担金の平成26年6月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調定額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	収入未済額 (円)	収入未済 件数(人)
保 育 所 負 担 金	現 年 度 分	295,843,900	286,387,900	96.8	9,456,000	294
	(うち納期到来分)	295,843,900	286,387,900	96.8	9,456,000	294
	滞 納 繰 越 分	44,752,406	2,690,920	6.0	42,061,486	431
	計	340,596,306	289,078,820	84.9	51,517,486	725

注 こども未来部提出資料による。

保育所負担金の収入未済額は、現年度分で9,456,000円、滞納繰越分で42,061,486円となっている。

徴収対策としては、督促状や催告書の送付、電話による督促、夜間の納付相談や関係部署との連携を密にするなどの努力が続けられているところではあるが、なお多額の収入未済が生じている。

今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き滞納繰越分の収納はもとより、新たな収入未済の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

こども未来部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成26年8月21日から平成26年10月24日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、こども未来部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

こども未来部で取り扱っている準公金のうち、こども育成室75件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。